

暫定排水基準の適用状況(ほう素) (省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例		
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準		
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定
ほうろう鉄器製造業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-			
				その他の地域	-	-			
	海域	230	-	海域	10	50			
				上水道水源地域	1	-			
うわ薬製造業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-			
				その他の地域	-	-			
	海域	230	-	海域	10	50			
				上水道水源地域	1	-			
うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの	海域以外	10	150 →140	上水道水源地域	1	-			
			その他の地域	-	-				
	海域	230	-	海域	10	150			
				上水道水源地域	1	-			
粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するもの)	海域以外	10	150 →120	上水道水源地域	1	-			
			その他の地域	-	-				
	海域	230	-	海域	10	150			
				上水道水源地域	1	-			
貴金属製造・再生業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-			
				その他の地域	-	-			
	海域	230	-	海域	10	50			
				上水道水源地域	1	-			

暫定排水基準の見直し(素案):ほう素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を140mg/Lに強化することが考えられる。	150 →140
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、暫定排水基準を140mg/Lに強化することが考えられる。	150 →140
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を120mg/Lに強化することが考えられる。	150 →120
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、暫定排水基準を120mg/Lに強化することが考えられる。	150 →120
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50

暫定排水基準の適用状況(ほう素)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
金属鉱業	海域以外	10	150 →100	上水道水源地域	1	-	/			
	海域	230	-	その他の地域	-	-				
電気めっき業	海域以外	10	50 →40	上水道水源地域	1	-	/			
	海域	230	-	その他の地域	-	-				
ほう酸製造業	海域以外	10	80 →暫定基準を廃止(10)	上水道水源地域	1	-	/			
	海域	230	-	その他の地域	-	-				
					上水道水源地域	1	-	/		
					その他の地域	10	80			
旅館業(温泉を利用するもの)	海域以外	10	500	上水道水源地域	-	-	/			
	海域	230	-	その他の地域	-	-				
下水道業(旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場から排出される水を受け入れているもので一定の条件(*)に該当するもの)	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-	/			
	海域	230	-	その他の地域	-	-				

(*) $\sum C_i \cdot Q_i / Q$ が10を超えるもの。
 Ci: 旅館業に属する特定事業場の排水の通常のほう素濃度
 Qi: 旅館業に属する特定事業場の通常の排水量
 Q: 当該下水道の通常の排水量

暫定排水基準の見直し(素案):ほう素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																		
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を100mg/Lに強化することが考えられる。	150 →100																		
上乗せ条例	海域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>860</td> <td>3</td> <td>1.1</td> <td>1.7</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>25</td> <td>4</td> <td>1.5</td> <td>4.5</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table> ・府域で該当する2事業場の実測最大排水濃度は5.9mg/L。 ・考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を40mg/Lに強化することが考えられる。	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	A社	860	3	1.1	1.7	2.6	B社	25	4	1.5	4.5	5.9	50 →40
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																	
A社	860	3	1.1	1.7	2.6																	
B社	25	4	1.5	4.5	5.9																	
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	80 →暫定基準を廃止(10)																		
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	80 →暫定基準を廃止(10)																		
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準500mg/Lを適用することが考えられる。	500																		
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50																		

上記以外の業種	水質汚濁防止法				生活環境保全条例		
	排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準	
	海域以外	10	上水道水源地域	1	/		
海域	230	その他の地域	-				
				上水道水源地域	1	/	
				その他の地域	10		

暫定排水基準の適用状況(ふっ素) (省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例 生環条例排水基準					
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			排出地域	一律	暫定			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定						
化学肥料製造業	海域以外	8	10 →暫定基準を廃止(8)	上水道水源地域	0.8	-	上水道水源地域	0.8	-			
			海域							15	-	その他の地域
	海域以外	8		15	上水道水源地域	0.8						
			海域							15	-	その他の地域
	海域	15		-	その他の地域	-						
			海域							15	-	その他の地域
海域以外	8	15		上水道水源地域	0.8	-	その他の地域	8	15			
			海域							15	-	その他の地域
海域以外	8	15		上水道水源地域	0.8	-	その他の地域	8	15			
			海域							15	-	その他の地域
海域以外	8	15		上水道水源地域	0.8	-	その他の地域	8	15			
			海域							15	-	その他の地域

暫定排水基準の見直し(素案):ふっ素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	10→ 暫定基準を廃止(8)
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準15mg/Lを適用することが考えられる。	15
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準15mg/Lを適用することが考えられる。	15

暫定排水基準の適用状況(ふっ素)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例 生環条例排水基準			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			排出地域	一律	暫定	
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定				
電気 めっき 業	一日当たりの平均的な排出水の量が30㎡未満のもの	海域以外	8	50	上水道水源地域	0.8	—	/		
		海域	15	50	その他の地域	—	—			
	一日当たりの平均的な排出水の量が30㎡以上50㎡未満であるもの	海域以外	8	50	上水道水源地域	0.8	—			
		海域	15	50	その他の地域	—	15			
	一日当たりの平均的な排出水の量が50㎡以上のもの	海域以外	8	15	上水道水源地域	0.8	—			
		海域	15	—	その他の地域	—	—			
	旅館業	改正政令の施行の際※現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、	一日当たりの平均的な排出水の量が30㎡未満であるもの	海域以外	8	50 →(自然湧出以外)30	上水道水源地域		—	—
				海域	15	50 →(自然湧出以外)30	その他の地域		—	—
			一日当たりの平均的な排出水の量が30㎡以上50㎡未満であるもの	海域以外	8	50 →(自然湧出以外)30	上水道水源地域		—	15
				海域	15	50 →(自然湧出以外)30	その他の地域		—	15
		一日当たりの平均的な排出水の量が50㎡以上のもの	海域以外	8	15	上水道水源地域	—		—	
			海域	15	—	その他の地域	—		—	
改正政令の施行の際※現に湧出していた温泉を利用するもの		海域以外	8	50 →(自然湧出以外)30	上水道水源地域	—	—			
		海域	15	50 →(自然湧出以外)30	その他の地域	—	—			

※S49.12.1(水質汚濁防止法の特設施設に旅館業の用に供する施設を追加)

上記以外の業種	水質汚濁防止法				生活環境保全条例 生環条例排水基準	
	排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準
	海域以外	8	上水道水源地域	0.8	/	
			その他の地域	—		
	海域	15	海域	—		
			上水道水源地域	0.8		
			その他の地域	8		
			海域	15		

暫定排水基準の見直し(素案):ふっ素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																																																													
上乗せ 条例	その他の 地域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>C社</td><td>25</td><td>4</td><td>1</td><td>1.3</td><td>1.7</td></tr> <tr><td>D社</td><td>39.4</td><td>3</td><td>0.9</td><td>1.5</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>E社</td><td>37.2</td><td>3</td><td>2.5</td><td>3.9</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>F社</td><td>30.5</td><td>2</td><td>0.24</td><td>0.51</td><td>0.78</td></tr> <tr><td>G社</td><td>32</td><td>4</td><td><0.08</td><td>0.18</td><td>0.27</td></tr> <tr><td>H社</td><td>40</td><td>10</td><td>0.3</td><td>1.5</td><td>4.9</td></tr> <tr><td>I社</td><td>42</td><td>13</td><td>0.2</td><td>11</td><td>22</td></tr> <tr><td>J社</td><td>38</td><td>1</td><td>1.8</td><td>1.8</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>K社</td><td>45</td><td>2</td><td>1</td><td>6.5</td><td>12</td></tr> </tbody> </table>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	C社	25	4	1	1.3	1.7	D社	39.4	3	0.9	1.5	2.2	E社	37.2	3	2.5	3.9	6.5	F社	30.5	2	0.24	0.51	0.78	G社	32	4	<0.08	0.18	0.27	H社	40	10	0.3	1.5	4.9	I社	42	13	0.2	11	22	J社	38	1	1.8	1.8	1.8	K社	45	2	1	6.5	12	<p>・現行の暫定排水基準は、日平均排水量30㎡以上の事業場に対し従前より実施してきた排水規制の水準を維持するため、省令の暫定排水基準を独自に上乗せ強化したもの。</p> <p>・日平均排水量50㎡以上の事業場に対しては、法の暫定排水基準(15mg/L)が定められている。</p> <p>・これとの整合を図りつつ、現在の水準を維持するため、考え方2②にのっとり、暫定排水基準15mg/Lを継続することが考えられる。</p> <p>・なお、I社についてはH22、23年度に暫定排水基準を超過した事例があるが、H24年度には暫定排水基準を満足している。</p>	15
			事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																																																									
C社	25	4	1	1.3	1.7																																																												
D社	39.4	3	0.9	1.5	2.2																																																												
E社	37.2	3	2.5	3.9	6.5																																																												
F社	30.5	2	0.24	0.51	0.78																																																												
G社	32	4	<0.08	0.18	0.27																																																												
H社	40	10	0.3	1.5	4.9																																																												
I社	42	13	0.2	11	22																																																												
J社	38	1	1.8	1.8	1.8																																																												
K社	45	2	1	6.5	12																																																												
上乗せ 条例	上水道水 源地域 その他の 地域	無	<p>・日平均排水量50㎡以上の事業場に対しては、地域の区分に関わりなく、法の暫定排水基準(15mg/L)と同じ暫定排水基準が定められている。</p> <p>・これとの整合を図りつつ、現在の水準を維持するため、考え方1及び考え方2①にのっとり、暫定排水基準15mg/Lを継続することが考えられる。</p>	15																																																													
			無	15																																																													

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等) (省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
電気めっき業	全域	100	400 →300	上水道水源 地域	10	-				
				その他の地 域	-	-				
酸化コバルト製造業	全域	100	220 →160	上水道水源 地域	10	-				
					その他の地 域	-	-			
						上水道水源 地域	10	-		
				その他の地 域	100	220				
畜産農業	全域	100	900 →700	上水道水源 地域	10	900(*1)				
					その他の地 域	-	-			
						上水道水源 地域	10	-		
						その他の地 域	100	900		
ジルコニウム化合物製造業	全域	100	1000 →700	上水道水源 地域	10	-				
					その他の地 域	-	-			
						上水道水源 地域	10	-		
				その他の地 域	100	1000				
モリブデン化合物製造業及びバ ナジウム化合物製造業	全域	100	1800 →1700	上水道水源 地域	10	-				
					その他の地 域	-	-			
						上水道水源 地域	10	-		
				その他の地 域	100	1800				

(*1)H13.7.1現在の特定施設をH17.4.1において設置している特定事業場に適用

暫定排水基準の見直し(素案):アンモニア等

条例の 別	地域	府域での該当事業場の 有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水 基準案																																				
生環条 例	その他の 地域	無	考え方4にのっとり、暫定排水基準を 160mg/Lに強化することが考えられる。	220 →160																																				
上乗せ 条例	上水道水 源地域	有 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均 排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Q社</td> <td>3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R社</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S社</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>T社</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>U社</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	届出日平均 排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	Q社	3.5	-	-	-	-	R社	1.5	-	-	-	-	S社	8	-	-	-	-	T社	2	-	-	-	-	U社	3	-	-	-	-	・該当する5事業場のふん尿の処理につ いては全量堆肥化されている。排水は雑 排水か清掃等の排水のみであり、定常 的な排水がないケースが多く(届出日平 均排水量は1~8m ³)、この3年間の検査 データはない。 ・少量の排水に特別な処理施設を設 置するのは困難であること等を考慮す れば、考え方1にのっとり、引き続き暫定排 水基準を適用するとともに700mg/Lに強 化することが考えられる。	900 →700
事業場	届出日平均 排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																																			
Q社	3.5	-	-	-	-																																			
R社	1.5	-	-	-	-																																			
S社	8	-	-	-	-																																			
T社	2	-	-	-	-																																			
U社	3	-	-	-	-																																			
生環条 例	その他の 地域	無	考え方4にのっとり、暫定排水基準を 700mg/Lに強化することが考えられる。	900 →700																																				
生環条 例	その他の 地域	無	考え方4にのっとり、暫定排水基準を 700mg/Lに強化することが考えられる。	1000 →700																																				
生環条 例	その他の 地域	無	考え方4にのっとり、暫定排水基準を 1700mg/Lに強化することが考えられる。	1800 →1700																																				

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例					
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準					
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定			
貴金属製造・再生業	全域	100	3600 →3000	上水道水源地域	10	-	上水道水源地域	10	-			
				その他の地域	-	-		その他の地域	100	3600		
下水道業	全域	100	170 →150	上水道水源地域	10	20(*2)	上水道水源地域	10	20(*2)			
				その他の地域	-	-		その他の地域	-	-		
	全域	100	-	上水道水源地域	10	20(*2)	上水道水源地域	10	20(*2)			
食料品製造業	全域	100	-	上水道水源地域	10	100(*2)	上水道水源地域	10	100(*3)			
										その他の地域	-	-
										その他の地域	100	-
	全域	100	-	上水道水源地域	10	20(*2)	上水道水源地域	10	20(*3)			
										その他の地域	-	-
										その他の地域	100	-

暫定排水基準の見直し(素案):アンモニア等

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																														
生環条例	その他の地域	無	考え方4にのつとれば、暫定排水基準を3000mg/Lに強化することが考えられる。	3600 →3000																														
上乗せ条例	上水道水源地域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X-1</td> <td>3,434</td> <td>150</td> <td>0.88</td> <td>3.9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>1,660</td> <td>72</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>X-3</td> <td>280</td> <td>72</td> <td>0.44</td> <td>5.3</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>X-4</td> <td>161,410</td> <td>161</td> <td>2.7</td> <td>6.1</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一部を除けば、冬場のアンモニア性窒素等の濃度が比較的高く10mg/Lを超過することがあり、10mg/Lを継続的に下回るのは困難。 ・現状のアンモニア等の環境濃度では、人の健康保護上、問題が生じるレベルでないことも考慮すると、考え方1にのつとり暫定排水基準20mg/Lを継続することが考えられる。</p>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	X-1	3,434	150	0.88	3.9	10	X-2	1,660	72	1.4	1.5	3.0	X-3	280	72	0.44	5.3	20	X-4	161,410	161	2.7	6.1	10	20
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																													
X-1	3,434	150	0.88	3.9	10																													
X-2	1,660	72	1.4	1.5	3.0																													
X-3	280	72	0.44	5.3	20																													
X-4	161,410	161	2.7	6.1	10																													
上乗せ条例	上水道水源地域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>N社</td> <td>17</td> <td>3</td> <td><0.04</td> <td>2.6</td> <td>5.7</td> <td>法対象</td> </tr> <tr> <td>O社</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>法対象</td> </tr> <tr> <td>P社</td> <td>26</td> <td>8</td> <td><0.04</td> <td>17</td> <td>120</td> <td>条例対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>該当事業場はN社及びO社 (条例対象事業場も含めて検討) ・3事業場のうち1事業場は小規模零細事業場(豆腐店)であり、排水処理施設等の設置場所の確保が困難。 ・少量の排水に特別な処理施設を設置するのは困難であること等も考慮すれば、考え方1にのつとり暫定排水基準100mg/Lを継続することが考えられる。 ・なお、P社についてはH22年度に暫定排水基準を超過した事例があるが、H23年度以降暫定排水基準を満足している。</p>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	備考	N社	17	3	<0.04	2.6	5.7	法対象	O社	2	-	-	-	-	法対象	P社	26	8	<0.04	17	120	条例対象	100		
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	備考																												
N社	17	3	<0.04	2.6	5.7	法対象																												
O社	2	-	-	-	-	法対象																												
P社	26	8	<0.04	17	120	条例対象																												
生環条例	上水道水源地域	有	該当事業場は上欄のP社	同上	100																													
上乗せ条例	上水道水源地域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L社</td> <td>43</td> <td>6</td> <td><0.04</td> <td>0.76</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>M社</td> <td>392</td> <td>7</td> <td><0.04</td> <td>0.2</td> <td>0.73</td> </tr> </tbody> </table> <p>・該当する2事業場の排水実態は、最大で2.1mg/Lとなっており、維持管理を徹底することにより現状の水質は確保できるものと考えられる。 ・考え方1にのつとれば、暫定排水基準を廃止し、上乗せ排水基準10mg/Lを適用することが考えられる。</p>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	L社	43	6	<0.04	0.76	2.1	M社	392	7	<0.04	0.2	0.73	20→ 暫定基準 廃止(10)												
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																													
L社	43	6	<0.04	0.76	2.1																													
M社	392	7	<0.04	0.2	0.73																													
生環条例	上水道水源地域	無	府域に該当する事業はなく、考え方1にのつとれば、暫定排水基準を廃止し、上乗せ排水基準10mg/Lを適用することが考えられる。	20→ 暫定基準 廃止(10)																														

(*2)H13.7.1現在の特定施設をH14.4.1において設置している特定事業場に適用

(*3)届出施設をH14.4.1において設置している届出事業場に適用

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
し尿処分業	化学処理を行うものを除く	全域	100	-	上水道水源地域	10	20(*1)	↘		
					その他の地域	-	-			
	化学処理を行うもの	全域	100	-	上水道水源地域	10	30(*1)			
					その他の地域	-	-			

(*1)H13.7.1現在の特定施設をH17.4.1において設置している特定事業場に適用

暫定排水基準の見直し(素案):アンモニア等

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等					暫定排水基準案		
			事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値		最大値	
上乗せ条例	上水道水源地域	有	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	・該当する3事業場(1事業場は老朽化により施設休止中)については、排水濃度が10mg/Lを下回っているものの最大値はわずかに下回る程度であり、設備の老朽化による処理能力への低下や下水道等の整備に伴うし尿発生量の減少により新たな設備投資が困難であることも考慮する必要がある。 ・現状のアンモニア等の環境濃度では、人の健康保護上、問題が生じるレベルでないことも考慮すると、考え方1にのっとり暫定排水基準20mg/Lを継続することが考えられる。	20
			V-1	187	36	0.11	1.5	7.8		
			V-2	3	36	1.8	4.8	7.9		
			V-3	休止中	-	-	-	-		
上乗せ条例	上水道水源地域	有	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	排水濃度が最大26mg/Lであり、設備の老朽化による処理能力の低下や下水道等の整備に伴うし尿発生量の減少により新たな設備投資が困難であることも考慮すると、考え方1にのっとり暫定排水基準30mg/Lを継続することが考えられる。	30
			W	605	72	4.5	15	26		

上記以外の業種	水質汚濁防止法				生活環境保全条例	
	排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準
	全域	100	上水道水源地域	10(*)	上水道水源地域	10(**)
		その他の地域	-	その他の地域	100	

(*)し尿浄化槽を設置する特定事業場でH13.7.1現在の特定施設をH14.4.1において設置しているものがし尿浄化槽に係る排水を排出する排出口には適用しない。

(**)し尿浄化槽を設置する届出事業場で届出施設をH14.4.1において設置しているものがし尿浄化槽に係る排水を排出する排出口には、その他の地域に係る排水基準を適用する。